

次世代 IT 労務月報



発行者・文責

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

HP：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆年金改正について②【定時改定】
- ◆労務 Q&A
- ◆補助金情報
- ◆高齢者雇用安定法の遵守について
- ◆労働者が 10 人になった時にやるべきこと

●年金改正について②【定時改定】

<年金支給停止の基準額が 28 万円から 47 万円に改定>

老齢基礎年金を受給しながら厚生年金に加入して働く人は、年金と給料両方の合計額が一定の基準を超えると、年金額が減額されます。その減額基準額の改定についてご紹介します。

受給開始時期	減額基準額（改正前）	減額基準額（改正後）
60 代前半	28 万円超	47 万円超
65 歳以上	47 万円超	47 万円超

上表の通り、改正前はその減額基準額が 60 代前半は月 28 万円超と設定されており、約 37 万人が減額対象とされておりました。改正後は 47 万円に引き上げられ、年金減額対象者が約 11 万人減ることが見込まれます。つまり、働きながら年金も受給する場合、給料と年金のみの合計額が月 47 万円を超えなければ、年金は全額支給されることになります。この改正により、年金額が増額する方も増えてくると思います。

(参考) 減額基準額の計算式 (老齢厚生年金 (月額) + 賃金月額 - 47 万円) × 2 分の 1

●高齢者雇用安定法の遵守について

高齢者雇用安定法では、高齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、定年年齢を 65 歳未満としている事業主に、高齢者雇用確保措置として、以下の 3 つのうち、いずれかの実施を義務付けております。

- ①定年年齢を 65 歳まで引き上げ
- ②希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度の導入
- ③定年制の廃止

定年が 60 歳であっても希望者全員を対象に 65 歳までの継続雇用が導入されておれば、法令遵守となります。私は社労士として就業規則を各事業所で拝見しておりますが、60 歳定年後は会社選別による継続雇用が未だに見受けられます。残念ながら法令を満たしていません。高齢者にとって働きやすい環境をつくる第一歩として、この機会に就業規則から見直して頂きたいと思います。

近い将来、70 歳定年の時代を迎えると思われれます。定年引き上げを有効活用するツールとして 65 歳超雇用推進助成金制度がございます。詳細は私までご連絡下さい。

● 労務 Q&A

Q 年次有給休暇を 5 日取得させないと会社側が罰金を取られると聞きましたが本当の話ですか？

A 本当です。年 10 日以上の有給休暇が付与される労働者に対して、有給休暇の日数のうち 5 日については、会社が時季を指定して取得させることが必要となります。取得させなかった場合は 30 万円以下の罰金に該当します。

但し、有給休暇の権利が 9 日未満の労働者は対象とはなりません。取得しやすい環境づくりは必要です。

有給休暇管理簿の作成は義務となっており、個々の労働者毎の取得状況を把握しなければなりません（3 年間保管）。

● 労働者が 10 人以上になった時に（使用者側が）やるべきこと

今回は事業所で労働者が 10 人以上になった場合にやるべきことをご説明します。

1. 就業規則の作成・届出

常時 10 人以上労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届出なければなりません。従業員代表の意見書の添付も必要になります。これは事業場単位になります。但し、繁忙期のみ 10 人以上という場合は上記の義務は発生しません。

2. 安全衛生推進者・衛生推進者の選任

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場について、安全衛生推進者（業種によっては衛生推進者）を選任する必要があります。

この選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他総括安全衛生管理者が統括管理する業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから行わなければいけません。なお、修了証の有効期限はございません。この安全衛生推進者もしくは衛生推進者は、対象事業場で必要な選任がなされていないケースが多く見受けられますので一度ご確認下さい。

3. 雇用労務責任者の選任

常時 10 人以上の外国人を雇用する会社では、外国人雇用労働者の雇用管理業務を担当する人事課長等を選任しなければなりません（届出は必要ありません）。

● 補助金情報

<原油高・物価高騰における地場産業支援金（岐阜県）>

原油高や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受ける製造業のうち、地場産業（陶磁器、繊維・衣服、紙、金属・刃物、木工、プラスチック等）を営む法人及び個人事業者が支給対象になる支援金です。

2022 年 4 月から 9 月のいずれかの月において、前年同月と比較して原油高や電気・ガス料金を含む物価高騰による影響を受けていることが要件となります。

支給額	10 万円（一事業者 1 回限り）
-----	-------------------

当初は 9 月 30 日までの申請期限でしたが、12 月 28 日までに（当日消印有効）延期されておりますので岐阜県HP等でご確認下さい。

